

八王子市告示第 338 号

新館清掃施設(仮称)整備事業において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3により、すべての廃棄物処理施設では生活環境影響調査が義務づけられていることから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)に基づき生活環境影響調査を実施している。ここで、新館清掃施設整備に係る生活環境影響調査報告書(案)を作成し、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年八王子市条例第18号)第43条の3の規定により縦覧に供するとともに、生活環境影響調査の結果について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるため、下記の事項を告示する。

平成 28 年 11 月 28 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 対象施設の名称

八王子市新館清掃施設(仮称)

2 対象施設の設置者に関する計画等

事業者の名称 : 八王子市

代表者の氏名 : 八王子市長 石森 孝志

所在地 : 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

3 対象施設の設置の場所

施設の設置場所 : 東京都八王子市館町2700番地

4 対象施設の種類

一般廃棄物処理施設

5 生活環境影響調査報告書(案)の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所		縦覧の時間
本庁舎	2階 ごみ減量対策課	午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	1階 市政資料室	午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
事務所 市民センター	八王子駅南口総合事務所	月曜日から金曜日まで 午前8時30分 ~ 午後7時 土曜日・日曜日 午前8時30分 ~ 午後5時 (祝日を除く)
	館事務所	午前8時30分 ~ 午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	浅川事務所	
	横山事務所	
	由井事務所	
	横山南市民センター	午前9時 ~ 午後9時30分 (第2・4月曜日を除く)
その他	館清掃事業所	午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土曜日・日曜日を除く)
	東浅川保健福祉センター	午前9時 ~ 午後9時 (第2月曜日を除く)
	中央図書館	午前10時 ~ 午後7時 (12月5日(月)~12月18日(日)を除く)

縦覧の期間 : 平成28年11月29日(火)から平成28年12月28日(水)まで

6 生活環境影響調査報告書(案)に関する意見募集

生活環境影響調査報告書(案)に関して、生活環境の保全上の見地からの意見を、書面(ファックス、電子メールを含む)で提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先、その他意見書の提出に必要な事項

提出期限：平成29年1月12日(木)必着

提出先：本庁舎2階 資源循環部清掃施設整備課

提出方法：次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接提出 ※ただし、12月29日(木)～1月3日(火)、土曜日・日曜日・祝日を除く

(2) 郵送：〒192-8501 資源循環部清掃施設整備課 宛

(3) ファックス：042-626-4506

(4) 電子メール：b481000@city.hachioji.tokyo.jp

※「(4) 電子メール」による提出の場合、ホームページから
所定の意見書様式を入手した上で、それをメール添付し、
提出してください。

記載事項：氏名(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、
電話番号、住所、生活環境の保全上の見地からの意見

記載方法：意見は日本語により、その理由を含めて記載してください。